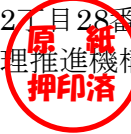




認 証 報 告 書

東京都文京区本駒込2丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齋藤 裕



IT製品 (TOE)

申請受付日 (受付番号)	令和7年4月21日 (IT認証5913)
認証識別	JISEC-C0857
製品名称	KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500 with UK-112 and PF-713
バージョン及びリリース番号	GM0-11
製品製造者	コニカミノルタ株式会社
機能要件適合	プロテクションプロファイル適合、CCパート2拡張
プロテクションプロファイル	Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015 (認証識別: JISEC-C0553)
ITセキュリティ評価機関の名称	株式会社ECSEC Laboratory 評価センター

上記のTOEについての評価は、以下のとおりであることを認証したので報告します。
令和7年10月29日

セキュリティセンター 技術評価部
技術管理者 矢野 達朗

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づいて評価された。

- ① Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 5
- ② Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 5

評価結果：合格

「KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500 with UK-112 and PF-713、バージョン GM0-11」は、独立行政法人情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証等に関する要求事項に従い、定められた規格に基づく評価を受け、所定の保証要件を満たした。

目次

1	全体要約	1
1.1	評価対象製品概要	1
1.1.1	プロテクションプロファイルまたは保証パッケージ	1
1.1.2	TOEとセキュリティ機能性	1
1.1.2.1	脅威とセキュリティ対策方針	2
1.1.2.2	構成要件と前提条件	2
1.1.3	免責事項	2
1.2	評価の実施	3
1.3	評価の認証	3
2	TOE識別	4
3	セキュリティ方針	6
3.1	利用者の役割	6
3.2	保護資産	6
3.3	脅威	8
3.4	組織のセキュリティ方針	9
4	前提条件と評価範囲の明確化	10
4.1	使用及び環境に関する前提条件	10
4.2	運用環境と構成	10
4.3	運用環境におけるTOE範囲	12
5	アーキテクチャに関する情報	13
5.1	TOE境界とコンポーネント構成	13
5.2	IT環境	15
6	製品添付ドキュメント	16
7	評価機関による評価実施及び結果	17
7.1	評価機関	17
7.2	評価方法	17
7.3	評価実施概要	17
7.4	製品テスト	18
7.4.1	開発者テスト	18
7.4.2	評価者独立テスト	18
7.4.3	評価者侵入テスト	20
7.5	評価構成について	22
7.6	評価結果	23
7.7	評価者コメント/勧告	23
8	認証実施	24
8.1	認証結果	24

8.2 注意事項..... 24

9 附属書..... 25

10 セキュリティターゲット..... 25

11 用語..... 26

12 参照..... 28

1 全体要約

この認証報告書は、コニカミノルタ株式会社が開発した「KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500 with UK-112 and PF-713、バージョン GM0-11」（以下「本TOE」という。）について株式会社ECSEC Laboratory 評価センター（以下「評価機関」という。）が令和7年10月6日に完了したITセキュリティ評価に対し、その内容の認証結果を申請者であるコニカミノルタ株式会社に報告するとともに、本TOEに関心を持つ調達者や消費者に対しセキュリティ情報を提供するものである。

本認証報告書の読者は、10章のセキュリティターゲット（以下「ST」という。）を併読されたい。特に本 TOE のセキュリティ機能要件、保証要件及びその十分性の根拠は、ST において詳述されている。

本認証報告書は、本 TOE を購入する調達者を読者と想定している。本認証報告書は、本 TOE が適合する保証要件に基づいた認証結果を示すものであり、個別の IT 製品そのものを保証するものではないことに留意されたい。

1.1 評価対象製品概要

本 TOE の機能、運用条件の概要を以下に示す。詳細は 2 章以降を参照のこと。

1.1.1 プロテクションプロファイルまたは保証パッケージ

本 TOE は、次のプロテクションプロファイル[14][15]（以下「適合 PP」という。）に適合する。

Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015
(認証識別: JISEC-C0553)

1.1.2 TOEとセキュリティ機能性

本 TOE は、コピー機能、スキャン機能、及び、文書の保存と取り出し機能を備えたデジタル複合機（以下「MFP」という。）である。

本 TOE は、MFP の扱う文書データやセキュリティに影響する設定データ等が暴露されたり改ざんされたりすることを防止するために、適合 PP が要求するセキュリティ機能を提供する。

これらのセキュリティ機能性について、その設計方針の妥当性と実装の正確性について適合 PP が要求する保証要件の範囲で評価が行われた。

本 TOE が想定する脅威及び前提については次項のとおりである。

1.1.2.1 脅威とセキュリティ対策方針

本 TOE は、以下の脅威を想定している。

TOE の保護資産である利用者の文書データ及びセキュリティ機能に影響するデータは、TOE の不正な操作や、TOE が接続されているネットワークへの不正なアクセスによって、暴露されたり改ざんされたりする脅威がある。

また、TOE 自身の故障や、不正なソフトウェアのインストールにより、TOE のセキュリティ機能が損なわれる脅威がある。

それらの脅威に対抗するために、本 TOE は、識別認証、アクセス制御、暗号化、電子署名などの、適合 PP が要求するセキュリティ機能を提供する。

1.1.2.2 構成要件と前提条件

本 TOE は、次のような構成及び前提で運用することを想定する。

TOE は、不正な物理的アクセスが制限され、インターネットから保護された LAN に接続される環境で運用されることを想定している。

TOE の設定及び維持管理は、信頼できる管理者がガイダンス文書に従って行わなければならない。また、TOE の利用者は、安全に TOE を使用するよう訓練を受けていなければならない。

1.1.3 免責事項

本評価では、以下の運用を保証していない。

- ・ 「4.2 運用環境と構成」の記載と異なる運用環境や構成
- ・ 「7.5 評価構成について」の記載と異なる設定の TOE

本評価では、以下の保証はされない。

- ・ 日本以外で販売された製品、及び、英語版のガイダンス文書

1.2 評価の実施

認証機関が運営する IT セキュリティ評価及び認証制度に基づき、公表文書「IT セキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「IT セキュリティ認証等に関する要求事項」[2]、「IT セキュリティ評価機関承認等に関する要求事項」[3]に規定された内容に従い、評価機関によって本 TOE に関わる機能要件及び保証要件に基づいて IT セキュリティ評価が実施され、令和 7 年 10 月に完了した。

1.3 評価の認証

認証機関は、評価機関が作成した評価報告書[13]、所見報告書、及び関連する評価証拠資料を検証し、本 TOE の評価が所定の手続きに沿って行われたことを確認した。認証の過程において発見された問題については、認証レビューを作成した。認証機関が指摘した問題点は、すべて解決され、かつ、TOE の評価が CC ([4][5][6] または[7][8][9]) 及び CEM ([10][11]のいずれか) に照らして適切に実施されていることを確認した。認証機関は同報告書に基づき本認証報告書を作成し、認証作業を終了した。

2

TOE識別

本 TOE は、以下のとおり識別される。

TOE名称： KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 /
C10500 with UK-112 and PF-713
バージョン： GM0-11

製品が評価・認証を受けた本 TOE であることを、利用者は以下の方法によって確認することができる。

製品のガイダンスの記載に従って、製品の本体や操作パネルの表示と HDD ユニットの梱包箱の以下の情報を確認する。

- ・機種名：以下のいずれか
KONICA MINOLTA AccurioPress C14010
KONICA MINOLTA AccurioPress C12010
KONICA MINOLTA AccurioPress C10500
- ・HDD ユニット：「UK-112」
- ・ペーパーフィーダーユニット：「PF-713」
- ・バージョン：表 2-1 のすべてのファームウェアのバージョン

表2-1 TOEを構成するファームウェアのバージョン

ファームウェアバージョン画面での表示	Webブラウザでの表示	バージョン名
画像制御系 I1	画像処理系 I1	AE940Y0-00I1-GM0-11
画像制御系 I2	画像処理系 I2	AE940Y0-00I2-G00-10
画像制御系 I3	画像処理系 I3	AE940Y0-00I3-G00-11
画像制御系 I4	画像処理系 I4	AE940Y0-00I4-G00-10
画像制御系 I5	画像処理系 I5	AE940Y0-00I5-GM0-11
ADF系 F	ADF系 F	AAMP0Y0-00F1-G00-09
音源系 T	音源系 T	AE940Y0-00T1-G00-10
ブラウザー W	ブラウザー W	AE940Y0-00W1-G00-11
スキャナー L	スキャナー系 L	AC570Y0-00L1-G00-10
プリンター制御 C	プリンター系 C	AE940Y0-00C1-G00-11
ネットワーク制御 P9	ネットワーク制御 P9	AE940Y0-00P9-G00-11
プリンターサブCPU D1	プリンターサブCPU D1	AE940Y0-00D1-G00-11
プリンターサブCPU D2	プリンターサブCPU D2	AE940Y0-00D2-G00-10
プリンターサブCPU D4	プリンターサブCPU D4	AE940Y0-00D4-G00-10

3 セキュリティ方針

本 TOE は、MFP の基本機能としてコピー機能、スキャン機能、及び、文書の保存と取り出し機能を提供しており、利用者の文書データを TOE 内部に保存したり、ネットワークを介して利用者の端末や各種サーバーとやりとりしたりする機能を持つ。

本 TOE は、MFP の扱う文書データやセキュリティに影響する設定データ等を保護するために、適合 PP の要求を満足するセキュリティ機能を提供する。

本 TOE の提供するセキュリティ機能の背景として、本 TOE が想定する、利用者役割、保護資産、脅威、組織のセキュリティ方針を以下の 3.1 節から 3.4 節に示す。本 TOE のセキュリティ機能の詳細は、5 章に示す。

3.1 利用者の役割

本 TOE の想定する利用者の役割を表 3-1 に示す。

表3-1 利用者の役割

名称	定義
一般利用者 Normal User	識別認証された利用者で、管理者役割を持たない利用者 A User who has been identified and authenticated and does not have an administrative role
管理者 Administrator	識別認証された利用者で、管理者役割を持つ利用者 A User who has been identified and authenticated and has an administrative role

3.2 保護資産

本 TOE の想定する保護資産を表 3-2、表 3-3、表 3-4 に示す。TOE の保護資産には、表 3-2 に示すように利用者データと TSF データの 2 種類がある。また、利用者データは表 3-3、TSF データは表 3-4 に示すように、さらに細分される。

表3-2 保護資産

名称	種別	定義
D.USER	利用者データ	TSFの操作に影響を及ぼさない、利用者のために利用者によって作成されたデータ Data created by and for Users that do not affect the operation of the TSF
D.TSF	TSF データ	TSFの操作に影響を与えるかもしれない、TOEのためのTOEによって作成されたデータ Data created by and for the TOE that might affect the operation of the TSF

表3-3 保護資産(利用者データ)

名称	種別	定義
D.USER.DOC	利用者文書データ User Document Data	電子的またはハードコピーの形式で、利用者の文書に含まれる情報 Information contained in a User's Document, in electronic or hardcopy form
D.USER.JOB	利用者ジョブデータ User Job Data	利用者の文書または文書処理ジョブに関連する情報 Information related to a User's Document or Document Processing Job

表3-4 保護資産(TSFデータ)

名称	種別	定義
D.TSF.PROT	保護された TSF データ Protected TSF Data	データの所有者でも管理者役割でもない利用者による改ざんが TOE のセキュリティに影響を及ぼすかもしれないが、暴露は許容できる TSF データ TSF Data for which alteration by a User who is neither the data owner nor in an Administrator role might affect the security of the TOE, but for which disclosure is acceptable
D.TSF.CONF	秘密の TSF データ Confidential TSF Data	データの所有者でも管理者役割でもない利用者による暴露または改ざんが TOE のセキュリティに影響を及ぼすかもしれない TSF データ TSF Data for which either disclosure or alteration by a User who is neither the data owner nor in an Administrator role might affect the security of the TOE

3.3 脅威

本 TOE の想定する脅威を表 3-5 に示す。

表3-5 脅威

名称	定義
T.UNAUTHORIZED_ACCESS	攻撃者は、TOEのインタフェースを通じて、TOE内の利用者文書データへアクセス（閲覧、改変、または削除）、または利用者ジョブデータを変更（改変または削除）するかもしれない。 An attacker may access (read, modify, or delete) User Document Data or change (modify or delete) User Job Data in the TOE through one of the TOE's interfaces.
T.TSF_COMPROMISE	攻撃者は、TOEのインタフェースを通じて、TOE内のTSFデータに不正アクセスするかもしれない。 An attacker may gain Unauthorized Access to TSF Data in the TOE through one of the TOE's interfaces.
T.TSF_FAILURE	TOEの操作が許可された場合、TSFの誤作動によって、セキュリティの損失を引き起こすかもしれない。 A malfunction of the TSF may cause loss of security if the TOE is permitted to operate.
T.UNAUTHORIZED_UPDATE	攻撃者は、TOEに不正なソフトウェアをインストールするかもしれない。 An attacker may cause the installation of unauthorized software on the TOE.
T.NET_COMPROMISE	攻撃者は、ネットワーク通信をモニタしたり操作したりすることで、通信中のデータにアクセスしたり、TOEのセキュリティを危殆化したりするかもしれない。 An attacker may access data in transit or otherwise compromise the security of the TOE by monitoring or manipulating network communication.

3.4 組織のセキュリティ方針

本 TOE に要求される組織のセキュリティ方針を表 3-6 に示す。

表 3-6 組織のセキュリティ方針

名称	定義
P.AUTHORIZATION	利用者は、文書処理及び管理機能を実行する前に権限を付与されなければならない。 Users must be authorized before performing Document Processing and administrative functions.
P.AUDIT	セキュリティ関連アクティビティは監査されなければならない、またこのようなアクションのログは保護され、外部ITエンティティへ送信されなければならない。 Security-relevant activities must be audited and the log of such actions must be protected and transmitted to an External IT Entity.
P.COMMS_PROTECTION	TOEは、LAN上の他のデバイスと自身を識別できなければならない。 The TOE must be able to identify itself to other devices on the LAN.
P.STORAGE_ENCRYPTION	TOEが利用者文書データまたは秘密のTSFデータを現地交換可能な不揮発性ストレージデバイスに保存する場合、TOEはそれらのデバイス上の該当データを暗号化すること。 If the TOE stores User Document Data or Confidential TSF Data on Field-Replaceable Nonvolatile Storage Devices, it will encrypt such data on those devices.
P.KEY_MATERIAL	利用者文書データまたは秘密のTSFデータの現地交換可能な不揮発性ストレージのための暗号鍵の生成に寄与するような、平文の鍵、サブマスク、乱数、またはその他のあらゆる値は、不正なアクセスから保護されなければならない、かつそのストレージデバイス上に保存されてはならない。 Cleartext keys, submasks, random numbers, or any other values that contribute to the creation of encryption keys for Field-Replaceable Nonvolatile Storage of User Document Data or Confidential TSF Data must be protected from unauthorized access and must not be stored on that storage device.

4 前提条件と評価範囲の明確化

本章では、想定する読者が本 TOE の利用の判断に有用な情報として、本 TOE を運用するための前提条件及び運用環境について記述する。

4.1 使用及び環境に関する前提条件

本 TOE を運用する際の前提条件を表 4-1 に示す。これらの前提条件が満たされない場合、本 TOE のセキュリティ機能が有効に動作することは保証されない。

表4-1 前提条件

名称	定義
A.PHYSICAL	TOE、及びTOEが保存または処理するデータの価値に見合った物理セキュリティが、環境によって提供されることを想定する。 Physical security, commensurate with the value of the TOE and the data it stores or processes, is assumed to be provided by the environment.
A.NETWORK	運用環境は、LANインタフェースへの外部からの直接のアクセスからTOEを保護することを想定する。 The Operational Environment is assumed to protect the TOE from direct, public access to its LAN interface.
A.TRUSTED_ADMIN	TOE管理者は、サイトのセキュリティ方針に従ってTOEを管理すると、信頼されている。 TOE Administrators are trusted to administer the TOE according to site security policies.
A.TRAINED_USERS	許可された利用者は、サイトのセキュリティ方針に従ってTOEを使用するよう教育訓練されている。 Authorized Users are trained to use the TOE according to site security policies.

4.2 運用環境と構成

本 TOE の想定する運用環境を図 4-1 に示す。本 TOE は一般的なオフィスに設置され、組織の内部ネットワークである LAN に接続して使用される。利用者は、主として本 TOE の操作パネルを操作して本 TOE を使用する。TOE の一部の管理機能は、LAN に接続されたクライアント PC を操作して使用することもできる。

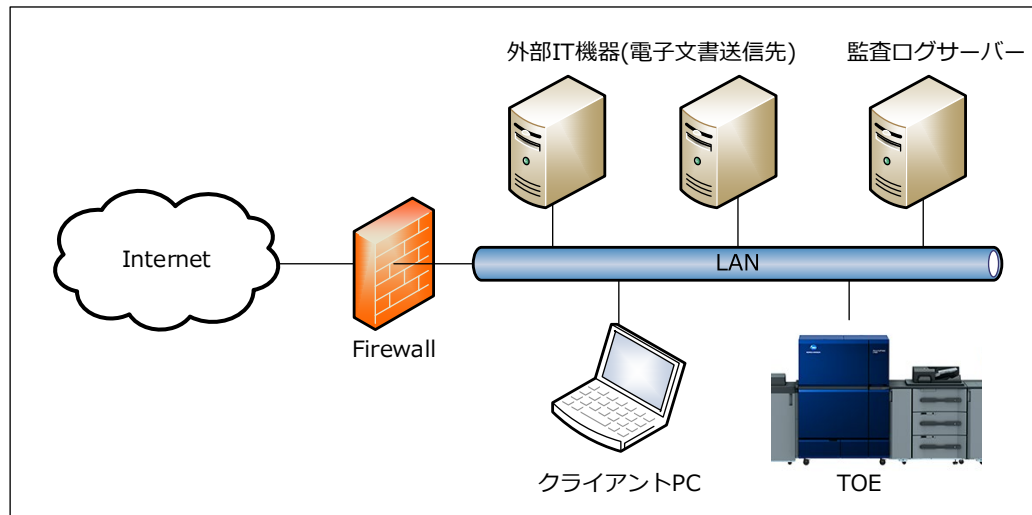


図4-1 TOEの運用環境

本 TOE の運用環境の構成品を以下に示す。

(1) クライアント PC

管理者が使用する汎用の PC である。以下のソフトウェアが必要である。

- ・ OS : Windows 11 Home
- ・ IPsec 用ソフトウェア: OS 内蔵
- ・ Webブラウザ : Microsoft Edge 125

(2) 監査ログサーバー

TOE の生成した監査ログを保存するためのサーバーである。syslog 対応のソフトウェアが必要である。本評価では以下のソフトウェアを使用。

- ・ IPsec 用ソフトウェア: strongswan 5.9.2
- ・ syslog 用ソフトウェア: rsyslog 8.2102.0

(3) 外部 IT 機器（電子文書送信先）

TOE でスキャンした利用者文書データを送信する場合に使用するサーバーである。WebDAV、SMB または FTP のプロトコル対応のソフトウェアが必要である。本評価では以下のソフトウェアを使用。

- ・ IPsec 用ソフトウェア : strongswan 5.9.2
- ・ WebDAV 用ソフトウェア : apache2 2.4.46
- ・ SMB 用ソフトウェア : samba 4.13.5
- ・ FTP 用ソフトウェア : vsftpd 3.0.3

なお、本構成に示されている TOE 以外のハードウェア及びソフトウェアの信頼性は本評価の範囲ではない（十分に信頼できるものとする）。

4.3 運用環境におけるTOE範囲

本 TOE の提供する機能、及び、本評価で保証される本 TOE の機能には、以下の制約がある。

(1) 各種サーバー及びクライアント PC

TOE と連携して動作する各種サーバーやクライアント PC がセキュアに運用されることは、管理者の責任である。

クライアント PC から可能な操作は、管理者による IPsec の設置時の設定と、TOE のファームウェアのバージョン確認だけである。それ以外の TOE の機能は、クライアント PC からは使用できない。

(2) 保存データの暗号化用の暗号鍵

本 TOE では、保存データを暗号化するための暗号鍵は製造時に生成され、その暗号鍵を TOE の購入者が再生成する手段を提供していない。そのため、管理者が暗号鍵を消去する操作を行うと、TOE は使用できなくなる。

5 アーキテクチャに関する情報

本章では、本 TOE の範囲と主要な構成を説明する。

5.1 TOE境界とコンポーネント構成

TOE の構成を図 5-1 に示す。TOE は必要なオプションを搭載した MFP の全体である。

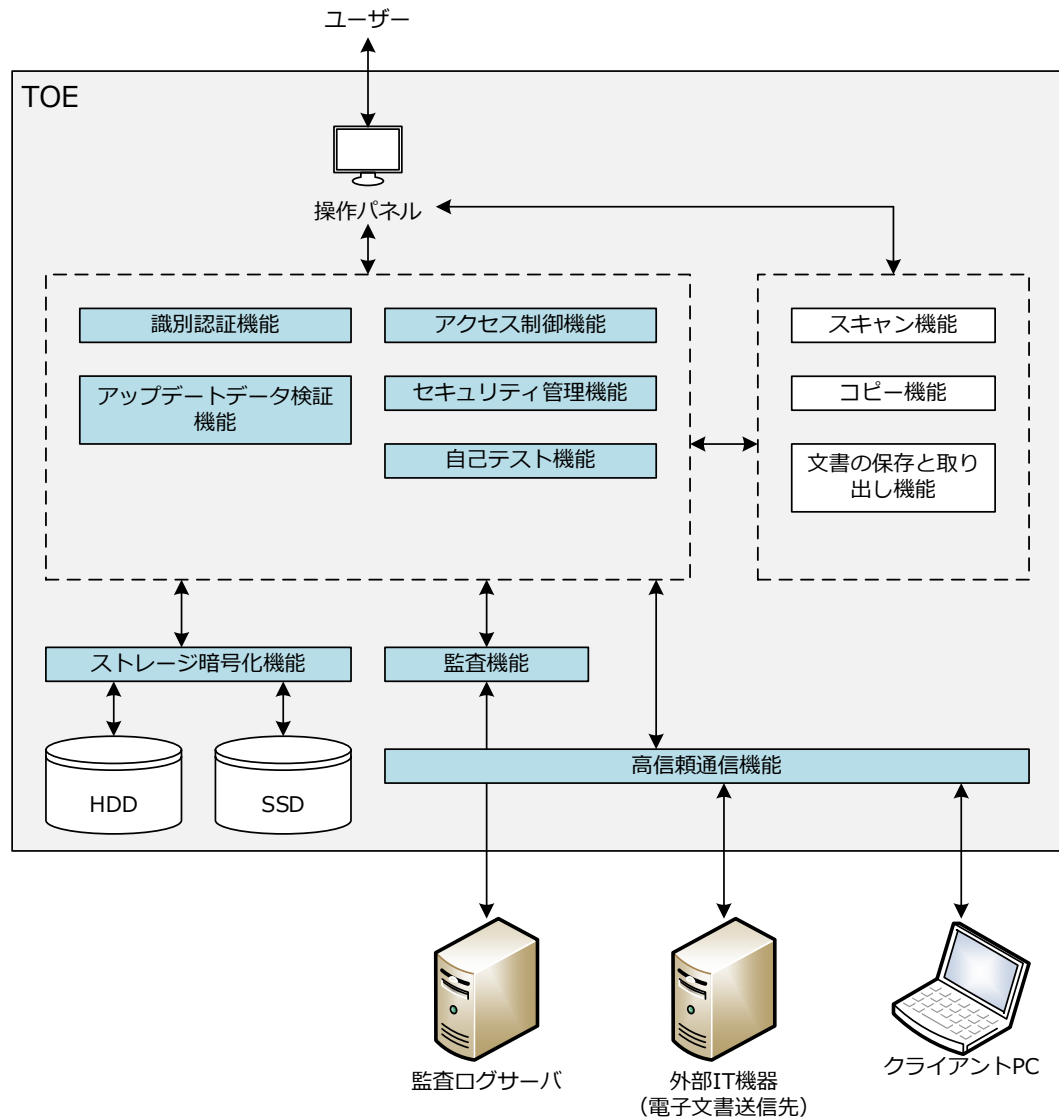


図 5-1 TOE の構成

TOE の提供する機能は、基本機能とセキュリティ機能で構成される。以下、TOE のセキュリティ機能について説明する。基本機能については 11 章を参照。

(1) 識別認証機能

本機能は、利用者が MFP の操作パネル、クライアント PC の Web ブラウザから TOE を使用するとき、利用者の ID とパスワードで、利用者を識別認証する機能である。

本機能は、識別認証を補強するために、以下の機能性を備えている。

- ・ 最小パスワード長の制限。
- ・ 認証失敗時の一定時間の認証停止（操作パネルと Web ブラウザの場合）、連続した認証失敗時のアカウントのロック（操作パネルの場合）。
- ・ 認証成功後、一定時間操作がない場合のセッション切断。

(2) アクセス制御機能

本機能は、MFP の基本機能で利用者データを操作するとき、利用者データのアクセス制御を行う機能である。アクセス制御は、利用者データの所有者情報と、利用者の識別情報及び役割に基づいて行われる。

(3) ストレージ暗号化機能

本機能は、TOE 内部に保存するデータを暗号化する機能である。保存データの暗号化は、鍵長 256 ビットの AES CBC モードを使用する。

暗号鍵は、推測の困難な十分なエントロピーを持つ乱数生成器を用いて生成される。

(4) 高信頼通信機能

本機能は、TOE と各種 IT 機器との間の通信データを、暗号通信プロトコル (IPsec) で保護する機能である。

暗号鍵は、推測の困難な十分なエントロピーを持つ乱数生成器を用いて生成される。

(5) セキュリティ管理機能

本機能は、セキュリティ機能の設定等を、管理者に制限する機能である。ただし、一般利用者は、本人のパスワードの変更が可能である。

(6) 監査機能

本機能は、セキュリティ機能に関する監査事象を監査ログとして生成し、ログサーバーに送信する機能である。

(7) アップデートデータ検証機能

本機能は、ファームウェア更新時に更新用ファームウェアの電子署名を検証する機能である。

(8) 自己テスト機能

本機能は、TOE 起動時にファームウェアのハッシュ値を検証する機能である。

5.2 IT環境

TOE は、LAN を介して各種サーバーやクライアント PC と通信を行う。TOE の「(4) 高信頼通信機能」は、それら IT 機器と連携して IPsec 通信を実現する。

6 製品添付ドキュメント

本 TOE のガイダンスの識別を表 6-1 に示す。TOE の利用者は、前提条件を満たすため下記ドキュメントの十分な理解と遵守が要求される。

表 6-1 ガイダンス(日本語)

名称	バージョン
KONICA MINOLTA AccurioPress C14010/C14010S AccurioPress C12010/C12010S AccurioPress C10500/C10500S ユーザーズガイド	01.10.00
KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500ユーザーズガイド セキュリティー機能編(管理者)	1.0 (2025/07/30発行)
KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500ユーザーズガイド セキュリティー機能編(ユーザー)	1.0 (2025/07/29発行)

7 評価機関による評価実施及び結果

7.1 評価機関

評価を実施した株式会社 ECSEC Laboratory 評価センターは、IT セキュリティ評価及び認証制度により承認されるとともに、ILAC（国際試験所認定協力機構）の相互承認に加盟している認定機関（独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター）により認定を受けており、評価品質維持のためのマネジメント及び要員等の適切性についての要求事項を満たしていることが定期的に確認されている。

7.2 評価方法

評価は、適合 PP が要求する CC パート 3 の保証要件について、CEM に規定された評価方法及び適合 PP の保証アクティビティを用いて行われた。

評価作業の詳細は、評価報告書において報告された。評価報告書では、本 TOE の概要と、CEM のワークユニット及び適合 PP の保証アクティビティごとの評価内容及び判断結果を説明する。

7.3 評価実施概要

以下、評価報告書による評価実施の履歴を示す。

評価は、令和 7 年 4 月に始まり、令和 7 年 10 月評価報告書の完成をもって完了した。評価機関は、開発者から評価に要する評価用提供物件一式の提供を受け、一連の評価における証拠を調査した。また、令和 7 年 6 月及び 7 月に開発者サイトにおいて評価者テストを実施した。

評価作業中に発見された問題点は、所見報告書として発行され、開発者に報告された。それらの問題点は、開発者による見直しが行われ、最終的に、すべての問題点が解決されている。

認証機関が見つけた評価の問題点は、認証レビューとして記述されて、評価機関へ渡された。これらの指摘は、評価機関及び開発者が検討したのち、評価報告書に反映された。

7.4 製品テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠を検証した結果から、製品のセキュリティ機能が確実に実現されていることを保証するための評価者独立テスト及び脆弱性評価に基づく評価者侵入テストを実行した。

7.4.1 開発者テスト

本評価において、開発者テストは保証要件には含まれない。

7.4.2 評価者独立テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠から、製品のセキュリティ機能が確実に実現されていることを保証するための評価者独立テスト（以下「独立テスト」という。）を実施した。評価者が実施した独立テストを以下に説明する。

(1) 独立テスト環境

独立テストの環境は、図 4-1 に示した TOE の運用環境に準じた構成である。独立テストの環境で使用した構成部品を表 7-1 に示す。

表 7-1 独立テスト環境の構成部品

構成部品	詳細
TOE	・ KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 with UK-112 and PF-713, GM0-11 ・ KONICA MINOLTA AccurioPress C12010 with UK-112 and PF-713, GM0-11
クライアントPC	・ OS: Windows 11 Home ・ Webブラウザ: Microsoft Edge 125
各種サーバー	・ OS: Kali Linux 2021.1 ・ IPsec: strongswan 5.9.2 ・ 監査ログサーバー: rsyslog 8.2102.0 ・ WebDAVサーバー: apache2 2.4.46 ・ SMBサーバー: samba 4.13.5 ・ FTPサーバー: vsftpd 3.0.3

独立テストの構成は、ST において識別されている TOE の構成と以下のような違いがある。評価者は、それらの違いに問題はなく、評価者の実施した独立テストによって、ST において識別されている TOE の構成のセキュリティ機能が適切にテストされたと見なすことができると判断している。

① テスト対象の機種

2 章の TOE 識別で示した TOE の機種には、以下のような相違により、複数の機種が含まれている。

- ・印刷速度の違い

各機種のセキュリティ機能は同じであり、上記の相違点を考慮して代表する 2 機種をテストすることで、TOE 全機種のセキュリティ機能がテストされたと見なすことができる、評価者は判断している。

② テスト用ツールの追加使用

独立テストでは、通信データの確認や変更、暗号機能の確認などのために、テスト用のツールが使用された。それらのテスト用ツールの妥当性は評価者によって確認されている。

(2) 独立テスト概説

評価者の実施した独立テストは以下のとおりである。

a) 独立テストの観点

評価者が、適合 PP の要求及び提供された評価証拠資料から考案した独立テストの観点を以下に示す。

＜独立テストの観点＞

- ① セキュリティ機能をセキュリティ機能要件（SFR）ごとに確認する。
- ② 暗号アルゴリズムの実装が正しいことを確認する。

b) 独立テスト概要

評価者が実施した独立テストの概要は以下のとおりである。

＜独立テスト手法＞

TOE に対して、TOE の操作パネル、クライアント PC、テストツールを使用して入力を行い、そのふるまいを以下の手法で確認した。

- ・ ふるまいが、TOE の外部インタフェースから確認可能な場合は、それらを利用する（監査ログを含む）。
- ・ ふるまいが、TOE の外部インタフェースから確認できない場合は、TOE の開発者用インタフェースを使用する。

＜独立テストの実施内容＞

独立テストは、評価者によって 16 項目実施された。

独立テストの観点に対応したテスト内容を表 7-2 に示す。

表 7-2 実施した独立テスト

観点	テスト概要
①	<セキュリティ機能の確認> 適合PPのSFRごとに指定された保証アクティビティ、または、SFRの要件に基づいて作成したテスト項目により、すべてのセキュリティ機能が仕様どおりに動作することを確認する。
②	<暗号アルゴリズムの実装の確認> TOEにインストールしたテスト用プログラムを使用して、以下の暗号アルゴリズムが仕様どおりに実装されていることを確認する。 - RSA (鍵生成、署名検証) - AES-CBC-128、AES-CBC-256 - SHA-1、SHA-256、SHA-384、SHA-512 - HMAC-SHA-1、HMAC-SHA-256、HMAC-SHA-384、HMAC-SHA-512 - CTR_DRBG (AES)

c) 結果

評価者が実施したすべての独立テストは正しく完了し、評価者は TOE のふるまいを確認した。評価者は、すべてのテスト結果と期待されるふるまいが一致していることを確認した。

7.4.3 評価者侵入テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠から、想定される運用環境と攻撃レベルにおいて懸念される脆弱性となる可能性があるものについて、評価者侵入テスト（以下「侵入テスト」という。）を考案し実施した。評価者が実施した侵入テストを以下に説明する。

(1) 侵入テスト概説

評価者が実施した侵入テストの概説は以下のとおりである。

a) 懸念される脆弱性

評価者は、提供された証拠資料や公知の情報より、潜在的な脆弱性を探索し、侵入テストを必要とする以下の脆弱性を識別した。

① TOE に意図しないネットワークポートが開いている懸念がある。また、TOE で稼働しているネットワークサービスに公知の脆弱性が存在する懸念がある。

② TOE の Web インタフェースに公知の脆弱性が存在する懸念がある。

b) 侵入テストの概要

評価者は、潜在的な脆弱性が悪用される可能性を検出するために、以下の侵入テストを実施した。

＜侵入テスト環境＞

侵入テストの環境は、独立テストの環境に、侵入テスト用のツールを追加した環境である。侵入テストで使用したツールを表 7-3 に示す。

表 7-3 侵入テスト用ツール

名称	概要・利用目的
Nmap 7.91	利用可能なネットワークポートを検出するツール

＜侵入テストの実施項目＞

懸念される脆弱性に対応する侵入テスト内容を表 7-4 に示す。

表 7-4 侵入テスト概要

脆弱性	テスト概要
①	・ Nmapを使用して、TOEに想定外のネットワークポートが開いていないことを確認する。 ・ 開発用インタフェースを使用して、TOEが使用しているソフトウェア等の名称とバージョンを取得し、公知の脆弱性がないことを確認する。
②	・ TOEのWebインタフェースに、不正な処理を発生させる可能性のある文字列を入力しても、意図しない動作をしないことを確認する。

c) 結果

評価者が実施した侵入テストでは、想定する攻撃能力を持つ攻撃者が悪用可能な脆弱性は確認されなかった。

7.5 評価構成について

本評価の前提となる TOE の構成条件は、6 章に示したガイダンスに記述されているとおりである。本 TOE を評価で保証されたとおりに安全に使用するためには、ガイダンスの記述のとおり TOE を設定しなければならない。ガイダンスと異なる設定にした場合は、本評価による保証の対象ではない。

7.6 評価結果

評価者は、評価報告書をもって本 TOE が CEM のワークユニット及び適合 PP の保証アクティビティのすべてを満たしていると判断した。

評価では以下について確認された。

PP 適合：

Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015

Protection Profile for Hardcopy Devices - v1.0 Errata #1, June 2017

「ハードコピーデバイスのプロテクションプロファイル」適合の申請案件についてのガイドライン[16]

- ・ FCS_RBG_EXT.1 のテストに関連する措置について
- ・ FCS_IPSEC_EXT.1.1 に関する措置について
- ・ FTP_TRP.1(b)に関する措置について

セキュリティ機能要件： コモンクライテリア パート2 拡張

セキュリティ保証要件： コモンクライテリア パート3 適合

評価の結果として、適合 PP が要求する以下の保証コンポーネントについて「合格」判定がなされた。

ASE_INT.1, ASE_CCL.1, ASE_SPD.1, ASE_OBJ.1, ASE_ECD.1,
ASE_REQ.1, ASE_TSS.1, ADV_FSP.1, AGD_OPE.1, AGD_PRE.1,
ALC_CMC.1, ALC_CMS.1, ATE_IND.1, AVA_VAN.1

評価の結果は、2 章に記述された識別に一致する TOE によって構成されたもののみに適用される。

7.7 評価者コメント/勧告

調達者に喚起すべき評価者勧告は、特にない。

8 認証実施

認証機関は、評価の過程で評価機関より提出される各資料をもとに、以下の観点で認証を実施した。

- ① 所見報告書でなされた指摘内容が妥当であること。
- ② 所見報告書でなされた指摘内容が解決されていること。
- ③ 提出された証拠資料をサンプリングし、その内容を検査し、関連するCEMのワークユニット及び適合PPの保証アクティビティが評価報告書で示されたように評価されていること。
- ④ 評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。
- ⑤ 評価報告書に示された評価者の評価方法がCEM及び適合PPの保証アクティビティに適合していること。

これらの認証において発見された問題事項を、認証レビューとして作成し、評価機関に送付した。認証機関は、本 ST 及び評価報告書において、認証レビューで指摘された問題点が解決されていることを確認し、本認証報告書を発行した。

8.1 認証結果

評価機関より提出された評価報告書、所見報告書及び関連する評価証拠資料を検証した結果、認証機関は、本 TOE の評価が適合 PP の要求する保証要件を満たすものと判断する。

8.2 注意事項

本 TOE に興味のある調達者は、「4.3 運用環境における TOE 範囲」及び「7.5 評価構成について」の記載内容を参照し、本 TOE の評価範囲や運用上の要求事項が、各自の想定する運用条件に合致しているかどうか注意が必要である。

2 章で説明したように、TOE 識別の確認には、TOE の表示等に加えて、HDD ユニットの梱包箱に記載された情報の確認が必要である。TOE の識別を確認するためには、運用開始後も HDD ユニットの梱包箱の記載情報を保持しておく必要があるため、注意が必要である。

9 附属書

特になし。

10 セキュリティターゲット

本 TOE のセキュリティターゲット[12]は、本報告書とは別文書として以下のとおり提供される。

名称： KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500
with UK-112 and PF-713 Security Target
バージョン： 1.12
発行日： 2025年9月1日
作成者： コニカミノルタ株式会社

11 用語

本報告書で使用された CC に関する略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation (セキュリティ評価基準)
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation (セキュリティ評価方法)
PP	Protection Profile (プロテクションプロファイル)
SFR	Security Functional Requirement (セキュリティ機能要件)
ST	Security Target (セキュリティターゲット)
TOE	Target of Evaluation (評価対象)
TSF	TOE Security Functionality (TOEセキュリティ機能)

本報告書で使用された TOE に関する略語を以下に示す。

MFP	Multifunction Product (デジタル複合機)
-----	---------------------------------

本報告書で使用された IT 技術に関する略語を以下に示す。

AES	Advanced Encryption Standard
CBC	Cipher Block Chaining
CTR_DRBG	Counter (CTR) mode block cipher algorithm DRBG
DRBG	Deterministic Random Bit Generator
FTP	File Transfer Protocol
HMAC	Keyed-Hash Message Authentication Code
RSA	Rivest Shamir Adleman
SHA	Secure Hash Algorithm
SMB	Server Message Block
WebDAV	Web-based Distributed Authoring and Versioning

本報告書で使用された用語の定義を以下に示す。

コピー機能	MFPの操作パネルの操作で、紙文書をスキャンし印刷する機能。 スキャンした利用者文書データをMFPに保存することもできる
スキャン機能	MFPの操作パネルの操作で、紙文書をスキャンし、読み込んだ利用者文書データを外部IT機器(WebDAVサーバー、SMBサーバー、FTPサーバー)に送信する機能
文書の保存と取り出し機能	MFPの操作パネルの操作で、紙文書をスキャンし読み込んだ利用者文書データをMFPに保存、あるいは、保存した利用者文書データを取り出して印刷する機能
保証アクティビティ	PP適合のために評価者が実施しなければならない評価作業。 CEMの補足であり、適合PP [14]では適合PPの中に記述されている

12 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程, 令和7年8月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証等に関する要求事項, 令和5年12月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCM-02
- [3] ITセキュリティ評価機関承認等に関する要求事項, 令和3年10月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCM-03
- [4] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part1: Introduction and general model Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-001
- [5] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part2: Security functional components Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-002
- [6] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part3: Security assurance components Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-003
- [7] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート1: 概説と一般モデル バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-001 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [8] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート2: セキュリティ機能コンポーネント バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-002 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [9] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート3: セキュリティ保証コンポーネント バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-003 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [10] Common Methodology for Information Technology Security Evaluation : Evaluation methodology Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-004
- [11] 情報技術セキュリティ評価のための共通方法: 評価方法 バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-004 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [12] KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500 with UK-112 and PF-713 Security Target, バージョン 1.12, 2025年9月1日, コニカミノルタ株式会社
- [13] KONICA MINOLTA AccurioPress C14010 / C12010 / C10500 with UK-112 and PF-713 GM0-11 評価報告書, 第1.6版, 2025年10月6日, 株式会社 ECSEC Laboratory 評価センター
- [14] Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015 (認証識別: JISEC-C0553)

- [15] Protection Profile for Hardcopy Devices - v1.0 Errata #1, June 2017
- [16] 「ハードコピーデバイスのプロテクションプロファイル」適合の申請案件についてのガイドライン, 第1.9版, 2024年3月13日, 独立行政法人情報処理推進機構, JISEC-CERT-2024-A19